

第4回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2022年7月11日（月）午前10時00分～午前11時32分

於 町田市役所2階 会議室2-2

- ・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、手島、石井、水町——14名
- ・欠席委員 岡本——1名
- ・会議公開又は非公開の別 一部公開
- ・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第4回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日、ご欠席という連絡をいただいている委員はいらっしゃらないんですが、ちょっと岡本委員がみえていないんですけれども、今の時点で審議会の運営規則第2条第2項に基づきまして審議会が定足数に達しておりますので、開催できますことをご報告申し上げます。

それでは、本日ご審議いただく案件は、諮問14件、報告は4件でございます。

資料につきましては、事前にお送りしました資料番号1から18と、本日それぞれのお席に資料6の差替え、資料8の差替え、資料9、資料10-2、資料11の追加がございます。ご確認いただきますようお願いいたします。

また、議題の9で予定しております、公文書公開請求に対する存否応答拒否の報告につきましては非公開として取り扱っていただきたいと思いますので、皆様、ご協力をお願いいたします。そのため資料9につきましては、この会議終了後、回収をさせていただきますので、席に置いたままお帰りくださいますようお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

それでは、会長、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

会長 皆さん、おはようございます。昨日は参議院議員通常選挙で、職員の皆様には開票作業で大変ご苦労さまでございました。どうもお疲れさまでした。

今、事務局から申し上げましたように、議題の9は秘密会といたしたいと思いま

すので、後で資料9の回収はよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題の1、2022年度第3回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、これで確定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部地区街づくり課長の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく市街地整備係長の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく、滑川と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料2、「街づくり推進事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等についてご説明をさせていただきます。

まず、今回の諮問します事業の概要について説明いたします。原町田中央通りにつきましては、2016年に策定しました町田市中心市街地まちづくり計画に掲げる「個性と魅力あふれる商店街づくりプロジェクト」の先行地区としまして、原町田四丁目商店会、幸町商店会、株式会社町田まちづくり公社と協力して、店先の沿道空間を貸出しし、多くの店などに出店してもらい、商店街の活性化へつなげる事業を進めているところでございます。

それでは、2ページをお開きください。

個人情報業務登録票に関する「対象となる個人の範囲」に、「出店者（個人）及び出店担当者」を追加いたします。

3ページをお開きください。

「収集の目的」のうち、(1)「基本的項目」の⑫及び(6)「心身等に関する項目」の④について、対象事業を特定していたため削除いたしました。

4ページをご覧ください。

これ以降は新規登録になります。沿道空間貸出しのイベントや社会実験の際に、町田まちづくり公社がSNSを使って出店情報の発信などを行うため、必要な出店者の情報を外部提供するものでございます。

5ページをご覧ください。

沿道空間の土地や建物の所有者に貸出し場所としての登録をしてもらい、その情報を町田まちづくり公社、原町田四丁目商店会、幸町商店会の3者へ外部提供するものでございます。

6ページ、7ページをご覧ください。

イベントや活動などの事前告知や開催報告を行い、広く周知を図るため、出店者の写真や当日の状況を市のホームページに掲載するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

服 部 ちょっと私の記憶に基づいての質問で申し訳ないです。6ページの「容姿」を載せるという件に関して、備考の本人通知省略なんですけれども、これはもともとそういう扱いでしたでしょうか。市民にオープンにするときには通知が必要だったかなという記憶があったんですけれども、私の記憶違いかもしれませんので、事務局の扱いをお聞きしたくお願いします。

事務局 こちらは、イベント等でお店の店長等の写真をホームページに載せるための登録なんですけれども、当然同意はとりますので、こちらの備考欄は誤りです。同意をとりますという形で修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

会 長 では、そのように。

ほかにご質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見はありますか。いろいろと細かいところをよろしくお願い申し上げます。

ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民病院事務部医事課医事係長、山本と申します。

担当者 同じく担当係長、高山と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料3、「医療」業務における外部委託についてご説明させていただきます。

まず、今回の諮問の概要を説明させていただきます。内容は、糖尿病診療に関連するデータ管理となりまして、リブレViewというサービスとなります。糖尿病の患者が自身で測定する血糖の結果を自身のスマートフォンで読み取り、委託先であるアボットジャパン合同会社が提供するクラウドに保存するものとなります。

具体的な仕組みとしては、病院がアボットジャパン合同会社よりアカウントを取得し、当院の患者に対して当アカウントよりIDを発行します。当院より発行したIDの患者は、随意に結果をインターネット上で閲覧することが可能となります。患者は、自身の結果がグラフ化や時系列的に整理されたデータを閲覧することが可能となります。自身の状態についてより深い理解を得られると考えております。

当院としては、スマートフォンにてクラウド上に保存されたデータはリアルタイムでの確認が可能となるため、患者の状況の迅速な把握に寄与するものと考えております。

2ページをご覧ください。

「委託等に係る保有個人情報の項目」として、以下の6項目となります。なお、「氏名」「生年月日」「電子メールアドレス」は、IDを発行する際に使用いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。

島 田 これは市民病院の糖尿病患者を対象とするということですが、糖尿病患者を全て対象にするんですか。それとも希望者だけでしょうか。

担当者 基本的にはこれまで自己血糖測定が可能であった患者さんで、必ず全てではないんですが、自己血糖測定といって、自身で測定できる能力のある人に限られてきます。それはあくまでも医師の判断になりまして、この人はふだんから測っていてもらわないと困るなという患者さんに限定されます。

会 長 ほかにご質問はありますか。

担当者 今の質問にちょっと補足させてください。

基本的に患者さんの希望を聞きながらという形になるんですが、必ずしも必要で

ない方はやらないということになります。

会 長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございませんですね。よろしいでしょうか。

そうしますと、本件につきまして病院事業管理者諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所生活衛生課長、林と申します。よろしくお願ひします。

担当者 同じく保健所生活衛生課愛護動物係係長、齋藤と申します。よろしくお願ひします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 まず、大変申し訳ございません。先に資料の訂正をお願いいたします。

資料4、2ページをご覧ください。

「利用・提供に係る個人情報項目」、5「趣味・嗜好」のところですが、「飼い犬の種類と特徴」の「飼い犬」のところを「動物」に訂正をお願いします。

それでは、資料4、「動物による事故」業務における外部提供についてご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

動物の飼い主は、自身が飼育または保管する動物が、人の生命または身体に危害を加えたときは、東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、事故発生から24時間以内にその事故及びその後の措置について届けなければなりません。今回諮問いたしましたのは、町田警察署長から刑事訴訟法に基づき、動物による事故に係る届出内容に係る捜査関係事項照会がありましたので、捜査に協力するため外部提供の登録をするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、動物の事故ではありますけれども、犯罪捜査に伴うものであり、外部提供

でございますので、慎重に管理運用していただきたいという付言をつけて答申させて
いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 生涯学習部生涯学習センター長、西久保と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく担当係長、植松と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく主事、田中と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料5、「学校施設開放教室利用貸出」業務における個人情報業務登録
票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部
委託等についてご説明をさせていただきます。

「学校施設開放教室利用貸出」業務では、既に4校で学校の特別教室等を地域の
方にご利用いただいております。2022年8月から町田市立町田第一中学校が追加
されます。今までの特別教室等の地域利用とは異なりまして、団体利用エリアとし
まして武道場や音楽室、家庭科室を、個人利用エリアとしまして図書室の利用を行
うことができるようになります。団体利用につきましては、町田市施設案内予約シ
ステムでの予約受け付けを開始いたします。個人利用エリアでは、学習支援事業の
実施、学校施設を活用した地域活性化につなげるプロジェクト等新たな取組を行っ
てまいります。

それでは、2ページ、3ページをご覧ください。

町田第一中学校が追加になります。今後も小・中学校の施設利用が拡大されるこ
とを踏まえまして、業務の名称を「市立小中学校の特別教室等の地域利用」に変更
いたします。

また、地域活性化につながるプロジェクト等の新たな業務が実施されますので、
「対象となる個人の範囲」と個人情報の項目を追加いたします。

続いて、4ページから6ページ及び8ページをご覧ください。

団体利用エリアになりますが、町田市施設案内予約システムを利用するため、シ
ステムを利用する業務の目的外利用、コンピュータ処理等登録票を追加いたしま

す。

戻りまして、7ページをご覧ください。

個人利用でのセキュリティ強化を図るため、子どもセンターなどで利用しております同様の入退室管理システムを導入いたします。入退室管理に当たりまして、事前に「氏名」、「住所」等をシステムに登録する必要があります。

続いて、9ページをご覧ください。

個人エリアの管理につきまして委託するものでございます。学習支援員や地域活性化につながるプロジェクトを行うに当たりまして、参加者名簿等の作成を行うため個人情報を収集いたします。

10ページをご覧ください。

町田市施設案内予約システムでの予約手続に当たりまして、事前に団体登録が必要になりますので、受付事務を委託いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の6、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 道路部道路管理課許認可・用地管理担当課長、奥村と申します。よろしくお願い致します。

担当者 同じく道路部道路管理課主任の水島と申します。よろしくお願い致します。

会 長 では、ご説明をお願いいたします。

担当者 最初に、恐縮ですが、資料の差替えをお願い致します。資料6の差替えというものをご用意させていただきましたので、こちらをご覧ください。よろしくお願い致します。

それでは、「道路占用許可」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュ

ータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

最初に、「道路占用許可」業務についてご説明させていただきます。「道路占用許可」業務では、水道管、ガス管、道路上空の袖看板など、道路の地下や上空に継続して物件を設置することに対して道路占用許可を行っております。

続きまして、それぞれの登録票についてご説明させていただきます。3ページをお開きください。

(1)「基本的項目」のうち、事業に合わせるため「電子メールアドレス」を追加させていただきます。

続きまして、4ページをお開きください。

「コンピュータ処理等の目的」について、コロナ禍において非対面でやりとりを行えるようにすることで市民サービスの向上を図り、効率的な許可申請業務を行うために文言を追記させていただきました。

続きまして、5ページをお開きください。

道路占用許可申請の手続を電子申請で行うため、新たに登録するものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

申請者と道路占用許可申請に関する連絡をとるために、電子メールを登録するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の7、諮問でございます。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部児童青少年課長の早出と申します。

担当者 同じく児童青少年課青少年係担当係長の渡部と申します。

担当者 同じく児童青少年課青少年係の中島と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料7、「ひなた村施設開放」業務におけるコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

ひなた村は、子どもたちの心身の健やかな育成を図るため、野外体験、創作体験、担い手育成等の事業を展開しながら、市民の活動拠点としても、ホールやレクリエーションルーム、炊事場などの施設貸出しをしている児童館相当施設でございます。

それでは、2ページをご覧ください。

従来、登録の申請は、窓口で対面による受け付け及び郵送による受け付けを行っておりましたが、申請者の利便性の向上及び昨今のコロナ禍の状況により、電子メールでの登録を行うものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議題の8、諮問でございまして。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部生活援護課生活援護担当課長の中村です。よろしく申し上げます。

担当者 同じく生活援護課相談係の金子と申します。よろしく申し上げます。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 大変恐縮です。先に資料の差替えをお願いいたします。席上に既に配付させていただきました資料8の差替えをご用意いただければと思います。資料8の2ページの差替えになります。

それでは、資料8、1、「生活困窮者自立支援」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について、2、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」業

務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供についてご説明させていただきます。詳細については担当のほうからご説明させていただければと思います。

担当者 まず、資料8の1について説明をさせていただきます。先ほど差替えいただきました2ページをご覧ください。

「生活困窮者自立支援」業務は、生活困窮者自立支援法に基づき、任意事業である就労準備支援事業という事業を新たに実施いたします。現在実施している就労支援とは異なり、すぐに就労が困難な方に向けた支援となっており、生活習慣の改善やおのおのの課題について解決、支援を行っていくといった業務となっております。

対象者は生活困窮者及び生活保護受給者となっております、支援に関して専門的知識を有する事業者に委託を行い、それによって支援を行います。それに伴いまして、こちらの個人情報業務登録票の「業務の目的」のところに②番を追加させていただいているのと併せまして、「対象となる個人の範囲」のところに「生活保護受給者」の項目を増やしております。

次に、4ページをご覧ください。

事業利用者の就労の達成を目指し、支援を行っていくのに関しまして、専門的知識やノウハウを有する就労準備支援事業の受託団体に外部委託するものになってございます。

担当者 地域福祉部生活援護課担当課長、持田と申します。よろしく申し上げます。

続きまして、資料8の2についてご説明させていただきます。

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、10万円の臨時特別給付金を支援するもので、2022年2月から実施しており、2022年2月14日、本運営審議会でご審議、ご承認いただいております。このたび令和4年度分住民税が非課税になった世帯が新たに受給対象となったことから、登録の変更等を行うものです。なお、既に臨時給付金を受給している世帯は受給対象外となります。

それでは、7ページをご覧ください。

令和4年度分の住民税が非課税となった世帯も対象となるため、「対象となる個人の範囲」の①及び②に記載した特定の期間を削除しました。また、期間中に転入

した世帯で、臨時特別給付金の対象世帯を特定するため、新たに各市区町村から個人情報収集を行います。

次に、9ページをご覧ください。

期間中に転出した対象世帯への臨時特別給付金の重複給付を避けるため、各市区町村に支給状況等の外部提供を行います。

次に、10ページをご覧ください。

臨時特別給付金の受給対象が広がったことによる業務の追加に対応するため、外部委託等の期間を延長します。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。

嘉 藤 事務局のほうにお願いします。差替え後の2ページ目ですが、法令根拠とする場合には、通常、情報を取得するというのが根拠条文として挙げられると思いますので、その点の確認をお願いいたします。恐らくこの条文は情報を取得するという条文の規定ではないと思いますので、その点の確認をいただければと思います。

事務局 ご指摘ありがとうございます。改めて確認いたしまして、適切な表現になるように修正します。

会 長 ほかにご質問、ご意見はありますか。よろしゅうございますか。

ご承知のように、山口県の某町で誤給付があったことがございまして、町田市ではそのようなことがないということでございますので、大変結構なことなんですけれども、今後とも給付に当たりましてはいろいろと慎重に運用していただきたいと思いますが、これはここだけの話でございまして、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の9になります。

[秘 密 会]

会 長 それでは、通常会に戻ります。

議題の10、諮問及び議題の10-2、報告、一括で審議いたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 文化スポーツ振興部スポーツ振興課長の高梨と申します。よろしく申し上げます。

担当者 同じくスポーツ振興課事業担当係長の荒木と申します。どうぞよろしく申し上げます。

担当者 同じく庶務企画班の担当係長の須田と申します。よろしく申し上げます。

会長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 まず、説明の前に、本日机の上のほうに配付いたしました10-2もお手元にご用意ください。

また、訂正が3点ございます。資料10の23ページをお開きください。

「対象となる個人の範囲」に「講師」を新たに加えましたので、波線を記載していただければと思います。

次に、2点目です。28ページをお開きください。

「対象となる個人の範囲」に「イベント等の応募者」を新たに加えましたので、波線を記載してください。

最後、3点目です。30ページをお開きください。

一番下の備考の「外部提供の際、本人等へ通知します」の「し」が抜けていますので、「通知します」という文言にしてください。よろしく申し上げます。

それでは、資料10、1、「スポーツ指導」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について、2、「ホームタウンチーム等支援事業」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について、3、「各種スポーツ大会」業務、「各種スポーツ教室」業務及び「体育施設等管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

今回の諮問の概要の説明ですけれども、3点ございます。まず1点目、今回新たにツイッターを通したスポーツ情報の発信を行うに当たり、必要な個人情報登録変更を行います。

2点目です。今回の登録に伴い、登録票全体の精査をしたところ、既存の登録内容と実態が一致していない部分がございますので、適切な表現になるよう整理し、不要となった目的外登録、外部提供については廃止いたします。

最後、3点目です。町田市立室内プール、健康増進温浴施設の愛称の募集、選定に伴い、必要な個人情報を収集するため変更登録をいたします。

それでは、まず最初に、主にツイッターによる情報発信に伴い変更したもの、また、関連して適切な表現等になるよう整理したものについて説明させていただきます。

それでは、2 ページ、18 ページ、23 ページをご覧ください。

ツイッターによる新たな情報発信に伴い、関連する業務の第1号様式1、個人情報業務登録票を変更いたします。

対象となる業務は、「スポーツ推進委員事業」、「各種スポーツ大会」、「各種スポーツ教室」の3つとなります。

主な変更点については、新たにツイッターで情報発信することとなる講師情報等に関する個人情報のほか、「業務の名称」の変更や保険請求時に必要となる情報の登録などによるものでございます。

次に、4 ページをお開きください。

第5号様式のうち、目的外登録に関する新規登録につきましては、「スポーツ推進委員事業」の業務名称変更等に伴うものです。

次に、5 ページから9 ページ、そして15 ページ、20 ページ、25 ページをご覧ください。

第5号様式のうち、外部提供登録に関する新規登録、変更の対象となる業務は、「スポーツ推進委員事業」、「ホームタウンチーム等支援事業」、「各種スポーツ大会」、「各種スポーツ教室」の4つとなります。

主な変更点等につきましては、新たにツイッターで情報発信することとなる講師情報等に関する個人情報のほか、「業務の名称」の変更や保険請求時に必要となる情報の登録などによるものでございます。

次に、10 ページから14 ページ、あと16 ページ、17 ページ、21 ページ、22 ページ、26 ページ、27 ページをご覧ください。

第6号様式、個人情報コンピュータ処理等に関する新規登録、変更の対象となる業務は、「スポーツ推進委員事業」、「ホームタウンチーム等支援事業」、「各種スポーツ大会」、「各種スポーツ教室」の4つとなります。

主な変更理由等につきましては、新たにツイッターで情報発信をすることとなったため、SNS、ツイッターによる処理について新規登録をするほか、実態に合った登録内容となるよう変更を行うものです。

ここまでは主にツイッターでの新たな情報発信に係るものでしたが、ここからは健康増進温浴施設の愛称募集に伴う変更について説明させていただきます。

まず、28 ページ、29 ページをご覧ください。

「体育施設等管理」業務では、健康増進温浴施設の愛称募集を行います。募集の際に電子メールでも応募可能としているため、電子メールアドレス、作品として愛称を収集します。

(6)「心身等に関する項目の④「容姿」は、決定した愛称とともにご本人の写真をホームページで公開するため収集いたします。

次に、30、31 ページをご覧ください。

決定後、愛称を広報まちだ、市のホームページ、施設内の掲示で発表し、市民等へ広く周知するための登録になります。

次に、32 ページから 33 ページをご覧ください。

愛称を多くの方に応募いただきたいので、電子メール、ファクシミリでも受け付けいたします。

最後に、資料の 10-2 をご覧ください。

「スポーツ指導」業務における個人情報目的外利用登録票及び個人情報外部提供登録票の廃止についてご説明いたします。

2 ページから 5 ページをご覧ください。

社会体育実技指導委員制度廃止により、不要となった社会体育功労者表彰、スポーツ施設運営懇談会及び心身障がい児スポーツ教室での目的外利用並びに日本体育・学校健康センターへの外部提供の登録票を廃止します。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、議題の 10 及び 10-2 につきまして、一括で審議いたしますので、併せてご質問はありますでしょうか。

向中野 1 点、確認をさせていただきます。29 ページ、「体育施設等管理」の個人情報記録の項目で、(6)「心身等に関する項目」の④「容姿」の「収集の目的」のところが消されているんですけども、28 ページの「対象となる個人の範囲」で「防犯カメラに写った者」が残っているんですが、この施設には防犯カメラはついていないという認識でよろしいのでしょうか。

事務局 今のご質問についてですが、(6)の「収集の目的」は、「防犯カメラに写った者か

らのみ収集」という形で今まで限定していたんですね。それを今回、イベント等に
参加された方の「容姿」をとるということになりましたので、「収集目的」の限定を
削除させていただいて、広くしました。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではまず、議題の 10 につきまして市長諮問どおり承認したいと思いき
ますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 10-2、こちらも市長報告どおり承認したいと思いき
ますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議題の 11、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 経済観光部産業政策課長の村上と申します。

担当者 同じく係長の朽木と申します。

担当者 同じく主事の二串と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 資料 11、「経営安定関連保証及び危機管理保証に関する認定」業務の業務登録で
ございます。

資料を説明する前に、資料の追加と訂正をお願いいたします。

まず、6 ページに、個人情報登録業務名設定票を追加いたします。

次に、2 ページの「他機関等からの収集」の欄で、「機関名等」に「町田市中小
企業融資取扱金融機関」と記載してございますが、頭 3 文字の「町田市」の表記を
削除していただきますようお願いいたします。

最後に、4 ページの「利用・提供先の名称」に、同じく「町田市中小企業融資取
扱金融機関」と記載しておりますが、頭 3 文字の「町田市」の表記を削除してい
ただき、同様に、その 2 段下の「管理責任者」の欄の「町田市」の表記も削除して
いただきますようお願いいたします。

それでは、本業務についてご説明いたします。「経営安定関連保証及び危機管理保証」は、中小企業信用保険法に基づいた国の制度でございます。市では、中小企業事業者から申請の際に個人情報の収集を行い、保証の対象となるかを審査いたしまして認定を行っております。中小企業事業者は、市の認定を受けることで制度を活用することが可能となります。

1つ目の経営安定関連保証は、一般的にセーフティネット保証と呼ばれております。今回は経営安定関連保証をセーフティネット保証と言い換えて説明させていただきます。セーフティネット保証は、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための国の保証制度であります。

2つ目の危機関連保証は、東日本大震災やリーマンショックのような突発的な社会経済環境変化により急激に資金繰りが悪化した中小企業に対し、信用保証協会が通常の信用保証額及びセーフティネット保証額とは別枠で、借入債務の100%を保証する国の制度です。

市では、セーフティネット保証と危機関連保証の保証対象となる中小企業者の認定を行っております。今回、国が手続のデジタル化を推進する中で、セーフティネット保証の認定手続につきましても、オンライン化や実証実験をする動きがございます。こうした中、事務手続を見直したところ、個人情報の登録がされていないことが判明いたしましたので、本日の審議会にご提出いたしました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、2ページ、第1号様式をご覧ください。

本人からの申請以外に金融機関による代理申請も受け付けるため、「他機関等からの収集」欄に金融機関を記載しております。冒頭に取扱金融機関から「町田市」を削除いたしましたのは、本業務においては町田市外の金融機関からの申請もあるため、「町田市中小企業融資取扱金融機関」から「町田市」を削除いたしました。

続いて、3ページをご覧ください。

セーフティネット保証及び危機管理保証に必要な項目を取り扱います。メールアドレスに関しましては、オンライン申請の際、必要となるものでございます。

次に、4ページ、第5号様式をご覧ください。

代理申請を行った金融機関に認定結果を送付するため、外部提供登録を行います。

最後に、5 ページ、第 6 号様式をご覧ください。

セーフティネット保証オンライン実証実験に当たり、必要な情報を明記いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の 12、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 財務部市民税課の課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく市民税課担当課長の水谷と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく市民税課諸税証明係長の平田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 12、「証明発行等窓口」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明いたします。

本件は、前回市民課から諮問いたしました住民票や戸籍、全部事項証明等と同様に、税証明の交付における電子申請を導入するに当たり、個人情報業務登録の変更及びコンピュータ処理等登録を行うものでございます。

現在、市民税課では、東京電子自治体共同運営電子申請システムを利用して税証明書の発行を受け付けておりますが、市民課の住民票等と同様に、新たにスマートフォンからも利用可能な電子申請システムの導入を検討しております。このシステムを導入すると、利用者はスマートフォンで申請をし、マイナンバーカードで本人確認を行い、手数料はキャッシュレス決済を行い、自宅に税証明が郵送される形となります。いつでも、どこからでも税証明を申請できるという点で、利用者の利便性を高めることができます。システムの入り口としましては、町田市でも公式アカウントを開設している SNS の LINE から入る形となります。

今回はこのシステムで電子申請を受け付けるため、第1号様式に個人情報記録の項目を変更、第6号様式、個人情報コンピュータ処理等登録票を登録します。その他、現状の本人確認方法の実態に沿って、第1号様式に個人情報記録の項目の変更を併せて行います。

それでは、3ページをご覧ください。

個人情報記録の項目、(5)「財産・収入に関する項目」です。今回の電子申請システムでは、証明書の発行手数料等をキャッシュレス決済するため、「収集の目的」にその旨を追加いたします。

続いて、4ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票でございます。資料に記載している個人情報の項目についてコンピュータ処理を行います。備考に記載していますとおり、LINEでの個人情報の保有は行いません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

水 町 資料の3ページの(5)「財産・収入に関する項目」で、④「クレジットカード等により本人確認をする」、下のほうに⑧「キャッシュカード等により申請・発行時に申請者の本人確認を行う」というのは、キャッシュカードやクレジットカードで本人の申請を確認するというの理解でよろしいのでしょうか。

担当者 今おっしゃっていただいたとおり、クレジットカード及びキャッシュカードで本人確認を行っております。ただ、それ単体で行っているわけではありません。証明書の交付時の本人確認ですが、本来は写真つき証明書1点で確認させていただいているんですけれども、今、健康保険証1つしかお持ちじゃない、介護保険証1つしかご持参ではないというときに、補足の資料としてキャッシュカード及びクレジットカードがあることでご本人であるという確認をさせていただいております。

この④番と⑧番につきましては、先ほど説明員が申し上げました、実際の運用と異なっていた部分ということで、今回の議題に併せて変更させていただく箇所になります。以上です。

水 町 最初の説明では、個人番号カードで申請をするという説明がありましたよね。そのほかにさらにクレジットカードかキャッシュカードが必要だということになるんですか。

担当者 すみません、私の説明が不足しておりました。今回の④番の本人確認の部分、⑧番の本人確認の部分は、今回の電子申請に関わる本人確認方法ではありません。今まで窓口でその運用を行っていたんですが、この個人情報業務登録票に掲載を失念しておりました、そちらを今回の変更に合わせて掲載させていただくものになります。

電子申請におきましては、説明させていただきましたように、あくまでもマイナンバーカードのみで本人確認を行って申請いただくという形になります。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。

では、質問を打ち切りまして、ご意見はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく申し上げます。

では、ここで5分間休憩いたします。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 06 分再開

会 長 では、よろしいでしょうか。再開します。

それでは、議題の 13 及び 14、報告をお願いいたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民課担当課長、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 市民課住民記録係担当係長の吉川と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 市民部市民課住民記録係主任の望月と申します。お願いします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、まず、資料 13 をご覧ください。町田市における 2021 年度の住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてご報告いたします。

今回の報告は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 1 年間の運用状況でございます。

2 ページ目をご覧ください。

まず初めにお伝えしておきますが、ここで言う法とは、住民基本台帳法をいいま

す。また、ここに記されている数値は、住民基本台帳ネットワーク上の通信回数をまとめたものです。そのため、人口動態、実際の人の動きを表すものではございません。あくまで通信回数ということでご承知おきください。

(1)、(2)は、それぞれ転入、転出の通知件数になります。転入は1人につき1件だけですが、転出につきましては転出予定となる転出証明書発行時と転出確定時にそれぞれ通知がされるため、通常1人につき2件カウントされます。詳細については、総件数の下に記載されている内訳をご確認ください。なお、転出確定は、転入先での手続きが完了した後の数字であるため、転出予定とは数字が一致いたしません。

(3)、(4)は広域交付と申しまして、それぞれほかの市区町村にお住まいの方から町田市が住民票の発行を依頼された件数、逆に町田市民の方がほかの市区町村で住民票の交付を依頼した件数でございます。

(5)、(6)は住民基本台帳カード、マイナンバーカードを利用した転出・転入の手続きで、それぞれ特例転入、特例転出と申します。その件数でございます。

最後に、(7)につきましては、3ページに掲載しております内訳項目、転入から個人番号の職権修正等までを合計した数値となります。

資料13の説明は以上になります。

続きまして、資料14をご覧ください。個人情報外部提供先及び種類別件数について報告いたします。2ページをご覧ください。

2021年度の住民基本台帳ほか3業務における個人情報外部提供先・種類別の一覧となります。右下の総合計欄にありますとおり、全体で8,305件の外部提供となります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、議題の13及び14の報告につきまして市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の15、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部学務課長、田村です。

担当者 同じく学籍担当係長の都筑と申します。

担当者 同じく担当係長の奥津と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 まず先に訂正をお願いいたします。

資料の4ページ、(1)「基本的項目」の⑤「生年月日」ですが、収集をいたしませんので、⑤を「5」に訂正をしてください。

それでは、資料15、「(仮称)町田市学校の統合に伴う学区外通学と通学の費用負担等検討委員会」業務の業務登録についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

「(仮称)町田市学校の統合に伴う学区外通学と通学の費用負担等検討委員会」業務では、これから始まります町田市内の学校の統合と学区の再編の影響を受ける児童・生徒への配慮事項を検討し、新たな学区外通学制度を策定するための町内会・自治会、小・中学校のPTA、学識者等で構成される委員会を運営いたします。

5ページ目をご覧ください。

町内会・自治会から委員の推薦をいただくために、市民部市民協働推進課の「町内会・自治会」業務に目的外利用の登録をいたします。

6ページをご覧ください。

PTAからの委員の推薦をいただくために、生涯学習部生涯学習総務課の「社会教育関係団体活動」業務に目的外利用の登録をいたします。

7ページ目をご覧ください。

委員の皆様との連絡手段として電子メールを使用するために、個人情報コンピュータ処理等の登録をいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

町内会・自治会、あるいはPTA連合会からの委員の推薦ということを含めての検討委員会の業務登録であります。本件につきまして教育長諮問どおり承認した

と思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 16、諮問でございます。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部教育総務課担当課長、根岸と申します。

担当者 同じく教育総務課学校運営支援係長、井出と申します。

担当者 同じく教育総務課学校運営支援係主任、郡司と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料 16、1、「学校教材費等徴収管理」業務の業務登録について、2、「経理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

町田市立小・中学校では、現在、給食費を除く学校徴収金について、学校長が徴収管理を行う私会計として管理しております。この徴収管理業務は、教員の心理的・実務的な負担となっていることが課題となっております。この課題を解決するために、学校徴収金のうち、教材や校外学習などに要する費用を学校教材費等として 2023 年度から公会計に移行し、教育委員会の予算に計上して適切に徴収管理ができるように準備を進めております。

学校教材費等とは、具体的にはドリルや図工の材料などの教材費、校外学習の交通費等を対象としております。なお、学校徴収金として残るものとしては、宿泊行事などの保護者が直接業者に支払っているもの、PTA、部活動費などの主催者が学校でないものがあり、公会計化の対象とはしておりません。

5 ページから 7 ページをご覧ください。

書類の送付先及び児童・生徒と保護者との関係を確認するために目的外利用いたします。

8 ページをご覧ください。

学校教材費等の徴収管理に当たり、「就学」業務から児童・生徒の学籍情報を目的外利用いたします。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

「就学援助」業務、「就学奨励費支給」業務から対象となっている児童・生徒の情報を収集し、学校教材費等への振り替えを行うため、目的外利用をします。

11 ページ、13 ページをご覧ください。

「経理」業務から市立小・中学校における授業の出席状況、教材等の利用状況を把握するため、8つの項目を目的外利用します。

12 ページ、14 ページをご覧ください。

「学籍」業務から市立小学校におけるクラス情報を使用して徴収管理を行うため、6つの項目を目的外利用します。

15 ページから 18 ページをご覧ください。

それぞれ業務で利用するシステムを登録いたします。

19 ページをご覧ください。

外部委託等登録票の登録でございます。学校教材費等の徴収管理のために使用する教材費等管理システムは、既に公会計化している小学校給食の給食公会計システムに学校教材費等の機能を追加する形で整備するため、給食公会計システムと同じシステム業者となります。

なお、口座振替申込書のデータ入力、備考欄にあるとおり再委託をしますが、その際は個人情報保護の徹底をさせます。

20 ページ、21 ページをご覧ください。

口座振替及び納付書による納付を行うための登録票になります。

22 ページから 27 ページをご覧ください。

小・中学校の「経理」業務について、1号様式2の(5)「財産・収入に関する項目」、学校徴収金のうち「学校教材費等」を別の項目として取り扱うため、新しく追加いたします。

また、小・中学校に直接教材費等管理システムを導入し、各学校ごとに入力するので、コンピュータ処理等を登録いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思っておりますが、いかががご

ざいましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の17、諮問及び18、諮問、一括で行います。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部指導課担当課長、間宮と申します。

担当者 同じく指導課管理係長、遠藤と申します。

担当者 政策経営部企画政策課、秋山と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料17、「いじめ問題調査委員会」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について、資料18、1、「いじめ問題対策委員会」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について、2、「教育活動」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更についてご説明いたします。

先に学校教育部指導課の資料18の2ページをご覧ください。

「いじめ問題対策委員会」業務では、いじめ防止対策推進法に基づき、町田市立小・中学校におけるいじめの未然防止、早期発見及び対策を実効的に推進するとともに、いじめに関する重大事態が発生した場合に、適切な対応を図ることを目的としております。

4ページ、5ページをご覧ください。

現在、児童1人1人にタブレットを貸与し、オンラインでの学習を進めています。今回、各小学校の「教育活動」業務から児童がタブレットに入力した情報を目的外利用いたします。また、併せてコンピュータ処理等登録票も登録いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

2000年にインターネットが使用され始めた頃のままになっていましたので、小学校、中学校ともに、現在の実態に併せて内容を修正いたします。なお、システムは同じものを使用しているため、システムの名称はそのまま町田市立小・中学校教育用インターネットとなっております。

続きまして、資料17をご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

政策経営部企画政策課の「いじめ問題調査委員会」業務は、教育委員会が行った

いじめに関する調査の結果について再調査をするものです。資料 18 同様に、各小学校の「教育活動」業務から児童がタブレットに入力した情報を目的外利用いたします。また、併せてコンピュータ処理等登録票も登録いたします。

6 ページをご覧ください。

いじめ問題調査委員会では、第三者による調査を行うため外部委託します。なお、再委託は行いません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、教育委員会のいじめ問題対策委員会と市長部局のほうのいじめ問題調査委員会、2つの委員会で情報の共通把握を必要とするということを含めてのこの諮問であると思いますので、まず、議題の 17 につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、続きまして、議題の 18 について教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、以上 2 件、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 19、個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について、事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、事前にお送りしていた次第の中では資料配付予定としてございましたが、今日ちょっと内容が簡潔な形にとどまりますので、口頭でご報告申し上げます。

3 月以降、法改正について市の検討の状況等をお知らせしてありまして、関連する条例を議会にいつ上程するのかということについて、9 月もしくは 12 月というところでお話をしてきたところですが、町田市といたしましては、第 4 回定例会、12 月議会に関連する条例をお諮りするといったスケジュールになりましたので、ここで審議会の皆様に正式にご報告をさせていただきます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。今、事務局から申されましたとおりでございます。この問題につきましては秋に事態が流れていくと思いますので、また 9 月以降の審議会の審議の中で、多分 12 月の議会

に向けての条例案作成についての貢献をしていきたいと思いますので、とりあえず個人的に検討をして進めておいていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

それでは、最後になります。議題の20、その他でございます。

事務局、お願いいたします。

事務局 事務局から次回のご連絡をいたします。

次回は、8月はございませんので、1カ月空きまして9月12日（月曜日）の予定になります。場所はこちらと同じ、町田市役所2階、2-2の会議室でございます。皆様、ご予約のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ということで、8月は休みで、次回は9月になりますので、よろしくお願いたします。

これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

嘉 藤 事務局にお尋ねしたいところもありまして、よろしいでしょうか。

先月、他市の事例で、委託事業者が個人情報のデータを流出した、紛失したという事件がありましたけれども、これを受けて町田市のほうでも注意喚起だとか、現状の確認等、何か対応を検討されておりますでしょうか。

事務局 確かに社会を騒がせたというんですか、再委託ということも含めて全国の自治体共通の課題になったかなと受け止めているところです。

町田市でも、たまたま時期がそろったというところではあるんですけども、業務委託先の企業でコンピュータのサーバーが、いわゆるランサムウェア被害を受けた事例がありました。個人情報かどうかに関わらず、再委託先で何かそういうセキュリティの事案が発生したときの対応など、ここで全庁的にもう1度点検、確認をするようにといった通知を今週中にも出そうとしているところでございます。

個人情報とか、情報の重大性によらず、そもそも再委託というところの、これが絶対にできないというのは現実的ではないと思いますので、そういう考え方、管理の仕方、情報共有、報告のルートの在り方ですとか、そういったところは若干市政情報課の業務から外れている部分もあるかもしれませんが、契約部門とも連携をして、交通整理を図っていききたいと考えております。

会 長 とにかく町田市としてはあの業者との業務関係はもともとなかったわけですね。

事務局 今この場で絶対ないということを自信を持って言える状況ではないんですけども、少なくとも尼崎市さんのほうで話題になった業者に関して点検を求めるとい

ような動きにはなっていないので、類似の業務について同じ委託先ということはないものだと理解をしています。

会 長 いずれにしても、同じ会社であったとしても地域が違うから、部門は関東と関西では違うということですね。

そういうことで、再委託の問題、それからその委託先の社員の個人情報の管理の問題、結局、移動できる端末に情報を移すということ自体が一番大きな問題であったと。それを持ったまま酒を飲んで寝てしまったと。こういった極めて異常な事態が起こったということで、こういうことのないように、当面、町田市としても委託先に対する注意喚起をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご意見、ご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。資料の9については机上に残しておいてください。よろしくお願ひいたします。

午前 11 時 32 分閉会